

高度救命救急センターについて

1 高度救命救急センター設置に係る背景等

- 救急医療の需要が増加する一方で、医師不足により救急医療提供体制の余力は低下しており、県全体として、急性期重症患者の診療体制を強化する必要性が高まっている。
- 高度救命救急センター（以下「センター」という。）の設置については、高度な救急医療機能を有する医療機関の役割という観点から、秋田大学医学部附属病院側から、県に対して提案があったもの。
- 秋田大学医学部附属病院は、県内唯一の特定機能病院として救急医療を担っているが、三次救急医療提供体制の強化の充実を図るため、県としても、その指定に向けて大学側と協議を進めてきた。

2 医療計画を変更する理由

センターは、都道府県が策定した医療計画に基づき、指定することとなっているが（※1）、本県の医療計画には、センターの記載が無いため、計画の変更を行うもの。

3 高度救命救急センター化による効果

対応可能な医療	<ul style="list-style-type: none"> ・複数診療科にまたがる重症患者に対する救急医療 ・指肢切断等の特殊疾病患者に対する救急医療
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設からの転院搬送を含めて、救急患者の24時間受入体制を強化 ・ハイブリッド手術室を整備し、循環器、心臓血管疾患に対する高度な医療を提供する機能を強化
ドクターカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターカーの導入（予定）
三次救急医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・他の三次医療機関で対応困難な救急疾患に対応
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・救急専門医の育成
基幹災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・指定要件の充足（※2）

4 指定時期：令和3年4月（予定）

5 これまでの審議状況と今後の予定

- ・令和2年1月22日 秋田県救急・災害医療検討委員会
- ・ 3月 9日 第3回秋田県医療審議会医療計画部会
- ・ 3月19日 第1回秋田県医療審議会

※1参考（救急医療対策事業実施要綱 第4 高度救命救急センター 抜粋）

1. 目的

この事業は、都道府県が高度救命救急センターを整備し、救急医療の円滑な連携体制のもとに、特殊疾病患者に対する医療を確保することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県の医療計画に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営し、厚生労働大臣が認めた救命救急センターのうち、特に高度な診療機能を有するものとして厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

※2参考（災害拠点病院指定要件 抜粋）

（3）基幹災害拠点病院

- ①（1）③について、複数のD M A T を保有していること。
- ②（1）④について、救命救急センターであること。
- ③災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④（2）①ア.（イ）について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤（2）②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

（4）その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、（2）①ウ.についての要件を満たしていないものについては令和2年3月までに実施することを前提に、また、（1）④（2）①ア.（イ）又は（2）②ア.の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。